

令和8年国東市農業委員会 第8回(8月)総会議事録

1.開催日時 令和8年8月10日(月)14:00～14:55

2.開催場所 国東市役所 2階 201・202 会議室

3.出席委員 (農業委員)11名

1番 古田明敏委員、4番 末綱博子委員、5番 小笠原玉代委員、
6番 坂本 貢委員、7番 森重なるみ委員、8番 神田勝士委員、
9番 岩竹忠洋委員、10番 有次昭二委員、11番 松原雅之委員、
14番 佐藤 司委員、15番 秋國崇己委員

(農地利用最適化推進委員)4名

河野通明委員、西田一友委員、平野忠義委員、河野弘幸委員

4.欠席委員 4名

(2番 藤本徹委員、3番 豊田聖祐委員、12番 松原正委員、13番 吉田洋一委員)

5.出席職員 局長 土谷靖、主幹 栗塚研吾、副主幹 矢野千城、主任 橘卓弥

6.議事録署名委員の氏名 5番 小笠原玉代委員、7番 森重なるみ委員

7.議事日程

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第41号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について

議案第42号 農用地利用集積等促進計画案(機構・受け手間契約)に対する
意見について

議案第43号 令和7年度農地利用状況調査による非農地決定について

議案第44号 農地法の規定による非農地証明書の交付について

議案第45号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

8.報告事項

9.協 議

・農業振興地域の除外に伴う非農地証明願いの事前協議について

10.そ の 他

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	只今より令和 8 年第 8 回国東市農業委員会総会を始めます。 はじめに、本日の資料確認をします。 (資料確認終了) 出席確認 : 本日の出席は 11 名です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立することを報告します。 それでは秋國会長にご挨拶をお願いし、引き続き、本総会の議事進行をお願いします。 (会長あいさつ)
議 長	議事録署名委員の指名をさせていただきます。5 番 小笠原玉代委員、7 番 森重なるみ委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それでは、議案審議に入らせていただきます。議案第 38 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 38 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、資料に基づき説明いたします。 申請番号 55 番、土地の所在は〇〇、地目は畑で面積は 100 m²です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さん、譲受人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住及び高齢により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。 なお、本件農地は譲受人の実家に隣接しており、これまで譲受人の母親が管理していましたが、管理できなくなってきたため、譲渡人から売買の話があったそうです。譲受人は県外にお住いですが、申請書類の提出に来庁された際に、年に 4 か月ほどは実家で暮らしており、今後は市内で暮らす姉と一緒に農地の管理を行うという説明を直接うかがっています。 本来であれば譲受人の住所が県外ですので事務局で申請は受け付けないのですが、面積が過少であることと現地確認した際には芋類を植え適切な管理ができておりましたので、今後も継続して管理される農地だと事務局で判断し申請を受け付けたものです。 申請番号 56 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 657 m²です。外に田が 3 筆の合計 4 筆で、合計面積は 1,709 m²です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さん、譲受人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「相続により取得した農地を管理ができないため。」、譲受人は「経営規模拡大のため」です。贈与による所有権移転です。

議 長 ○ ○ 委 員 事 務 局 ○ ○ 委 員 事 務 局	申請番号 57 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 459 m²です。外に田が 2 筆、畑が 3 筆の合計 6 筆です。合計の面積は 3,409 m²です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さん、譲受人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。 申請番号 58 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 638 m²です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さん、譲受人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「体調不良及び高齢により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。贈与による所有権移転です。 申請番号 59 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 1,194 m²です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さん、譲受人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「管理ができないため。」、譲受人は「経営規模拡大のため。」です。贈与による所有権移転です。 申請番号 60 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 410 m²です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さん、譲受人は〇〇会社です。 申請事由について、譲渡人は「管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。 議案第 38 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 55 番、56 番、57 番、58 番、59 番、60 番について事務局より一括して説明がありましたが、意見・質疑をいただきたいと思いますがございますか。 継続的な管理ができるのだろうかと思うところがあります、申請番号 55 番、58 番です。事務局が会って話はされているのですか。 どちらにもお会いして今後の管理について確認しています。申請番号 55 番は県外在住の譲受人とお会いもし、申請を受け付けた後も電話で今後のことを確認しておりますが、譲受人は移住相談会に参加し将来移住するための準備を進めているそうですが時期は未定とのことです。申請番号 58 番は、市のホームページに掲載している農地バンク登録情報を閲覧した譲受人の方から取得し耕作したいと相談が事務局にありまして土地所有者との間で話がまとまったものです。どちらも大丈夫だと思っております。 県外にお住いの譲受人に許可書を交付して大丈夫なのかと思いますが。 許可した後は事務局が管理状況の確認し、もし管理が行き届かないよう
--	--

議 長	であれば事務局から指導を行います。しかし、未来のことを約束するものではありませんので、何とも言い難いです。 今後の管理状況については、年 1 回実施している農地利用意向状況調査においても状況を話す機会があるかと思います。今のところは申請段階でいろいろな説明を事務局が確認した上で提案しております。 他に意見・質疑はありませんか。 (意見・質疑なし) それでは、採決を行います。議案第 38 号農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 38 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 39 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 39 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。 申請番号6番、申請地は〇〇、地目は田で面積は 592 m²です。この農地は農業公共投資の対象となっていない中山間地域に位置する小集団の農地であり、第 2 種農地となります。 申請地は、国東市役所〇〇から西へ直線で約 6kmに位置し、北と西は宅地、東は市道、南は農地に接しています。 申請者は〇〇にお住いの〇〇さんで、転用目的は合併浄化槽及び井戸ポンプ小屋の設置です。 浄化槽は、既に申請者の亡き父が申請地に平成 3 年に無許可で単独浄化槽を設置した後、申請者が再び無許可のまま令和 8 年 7 月に合併浄化槽に入れ替えております。また、井戸ポンプ小屋についても、申請者の亡き父が約 45 年前に無許可で設置しております。共に無許可であるため、始末書の提出を受けています。 申請地に隣接した他人名義の農地はなく、日照・通風等への影響を含め、周辺農地への営農上の支障はないものと考えられます。雨水については自然浸透です。 転用許可基準ですが、第 2 種農地では当該農地の他に代替地がないと認められる場合には転用の許可ができます。本件は申請地の農地以外に合併浄化槽やポンプ小屋を設置する場所がないと認められますので、追認で転用を許可するものです。

		続きまして、申請番号7番、申請地は〇〇、地目は田で面積は 2,415 m²です。申請地は圃場整備を行っている、農用地区域内農地となります。 申請地は、国東市役所〇〇から北東へ直線で約 1kmに位置し、北と南は道路、東と西は田に接しています。 申請者は〇〇にお住いの〇〇さんで、転用目的は営農型太陽光発電施設の設置です。 今年の 9 月に、既に許可を得ている営農型太陽光の設置に伴う一時転用の許可期限を迎えます。申請者は事業を継続しますので、許可の更新のような形の申請となりまして今回で 4 回目の申請となります。 現在許可を得ている計画図面からの変更はなく転用面積は適正と認められます。また、既に太陽光パネル等は設置済みで、雨水は自然浸透並びに、周囲の水路へ排出していますが、日照・通風等への影響を含め、周辺農地への営農上の支障はないものと考えられます。 転用許可基準ですが、営農型太陽光施設の場合、申請地を農地として活用しながら、太陽光パネル支柱部分のみを一時転用することは可能です。ただし、一時転用の許可期間は 3 年以内となります。 本件では申請地でブルーベリーの栽培を行っており、営農の実態も認められますので、再度 3 年間の一時転用の許可を申請するものになります。
議	長	申請番号 6 番、7 番について事務局より説明がありました。 本日は推進委員に出席いただいております。それでは申請番号 6 番について、〇〇推進委員の意見を求めます。
〇〇推進委員		今回は合併浄化槽設置に係る補助金申請手続きを行う中で浄化槽の設置場所が農地の一部であることが判明したそうです。しかし、ここしか場所はない状況ですので署名いたしました。
議	長	続きまして申請番号 7 番を担当する〇〇推進委員ですが、本日は欠席と伺っております。 それでは、申請番号 6 番、7 番について、意見・質疑はございませんか。
〇〇委員		申請番号 7 番の内容は、太陽光発電施設への転用だと思いますが、内容を少し理解できておりませんので補足していただけますか。
事務局		事務局で現地を確認しておりますが、ずいぶん以前から申請地ではブルーベリーが栽培されており、その上部空間に申請者が太陽光発電パネルを設置しています。この場合、恒久転用は認められませんが、一時転用を 3 年間許可することはできます。
議	長	他に意見・質疑はありませんか。 (意見・質疑なし)

事務局	それでは、採決を行います。議案第 39 号農地法第 4 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 39 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、全会一致で承認いたしました。 次に、議案第 40 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。 議案第 40 号農地法第 5 条の規定による農地転用申請について、資料に基づきご説明申し上げます。 申請番号 6 番、申請地は〇〇ほか 2 筆で 地目はいずれも畑で、合計面積は 686 m²です。この農地は市街化の著しい区域内にありますので、第 3 種農地となります。 申請地は、国東市役所〇〇から東へ直線で約 2.5km に位置し、北を宅地と道路、西を宅地、東と南を畑と宅地に接しています。 農地を転用する目的は一般住宅の建築で、転用者は〇〇にお住まいの〇〇さんです。賃貸住宅に暮らしていますが狭くなったので、一軒家の持ち家を建築したいとのことから本件申請となりました。 転用面積は 686 m²で、住宅面積の占める面積は 131 m²です。その他面積は進入路や駐車場、庭、バーベキュースペースとして活用します。計画平面図を確認いたしましたが、転用面積は適正と認められます。 汚水は下水道に排水し、雨水は自然浸透です。転用により周辺農地への営農上の支障はないものと考えられます。 転用に要する費用ですが、建築費用〇〇万円に見合う預金通帳の写しと融資証明書が添付されており転用は確実と判断できます。 転用許可基準ですが、第 3 種農地には転用許可に関する要件がありませんので、許可相当と判断いたします。 続きまして、申請番号 7 番、申請地は〇〇で地目は田、面積は 280 m²です。この農地は土地改良事業の施工区域内に位置する第 1 種農地となります。 申請地は、国東市役所〇〇から西へ直線で約 4.5km に位置し、北と西は宅地、西と南は道路、東は田に接しています。 農地を転用する目的は駐車場用地で、転用者は〇〇にお住まいの〇〇さんです。申請者は申請地の隣接地で事業を営んでおり、事務所の駐車スペースが不足しているので、申請地を駐車場として活用するために本件申請を行っています。 転用面積は 280 m²で、申請時点で農地の一部を分筆登記されており、計画平面図等から転用面積は適正と認められます。 なお、申請地には土地所有者の亡き父が自宅への進入路拡張のため、無許可で約 45 年前にコンクリートを敷設していることから始末書の提出を受
------------	---

議 長 〇〇推進委員	けています。 汚水排水の予定はなく、雨水は周囲の水路に排出します。申請地の周囲には農地が存在しますが、農地所有者の同意がありますので、転用により周辺農地への営農上の支障はないものと考えられます。 転用に要する費用は、駐車場用地の造成費を〇〇万円と見込んでおり、それに見合う資金が確認できる申請者の預金通帳の写しが添付されています。 工事期間は令和 8 年 10 月末までで、転用は確実に行われると判断できます。 転用許可基準ですが、申請地は第 1 種農地に該当します。本件は申請地の隣に位置する事務所の敷地を拡張して駐車場スペースを確保するための転用となります。この場合、既存施設面積の2分の1を超えない範囲で拡張する場合は許可できます。本件は、事務所がある既存施設の面積が 569 m²で、申請面積はその2分の1以内であることを確認できますので、許可相当と判断いたします。 続きまして、申請番号 8 番、申請地は〇〇で、地目は田、面積は 2,531 m²です。この農地は土地改良事業の施行区域内にあり、農用地区域内農地となります。 申請地は、国東市役所〇〇から南へ直線で約 9kmに位置し、北と南は田、東は道路、西は宅地と畑に接しています。 農地を転用する目的は井戸の試掘で一時転用となります。転用者は〇〇です。〇〇地区の水源が不足しており、地域の水源を確保するために井戸の試掘を行います。 転用面積は、車両進入用の鉄板と井戸の試掘施設をあわせて 333 m²です。計画平面図等を確認し転用面積は適正と認められます。 汚水排水の予定はなく、雨水は自然浸透です。申請地の周囲には農地が存在しますが、所有者の同意があるので、転用による周辺農地への営農上の支障はないものと考えられます。 転用に要する費用は〇〇万円と見込んでおり、それに見合う予算が措置されています。 試掘期間は令和 9 年 1 月末までで、期間終了後は施設を撤去して農地に戻します。 転用許可基準ですが、農用地の一時転用の場合は許可できます。本件は令和 9 年 1 月末までの一時転用となりますので、許可相当と判断できます。 以上です。 農地法第 5 条の許可申請について、申請番号 6 番、7 番、8 番について事務局より説明がありました。ここで推進委員からの意見を求めます。 申請番号 6 番について、〇〇推進委員の意見を求めます。 現地確認いたしましたが、一般住宅を建築することに問題はありません。
--------------------------	--

議	長	では、申請番号7番について、〇〇推進委員の意見を求めます。
〇〇推進委員		連絡をいただいた後、現地を確認し、内容の説明を受けました。特に問題はありません。
議	長	では、申請番号8番について、〇〇推進委員の意見を求めます。
〇〇推進委員		ご存じの方もおられると思いますが、昔から〇〇地区は水質がよくなく、水源が不足しています。今回は試掘調査ですので、問題はありません。
議	長	それでは、申請番号6番、7番、8番について、事務局及び推進委員より説明がありました。意見・質疑を賜りたいと思います。
〇〇委員		申請番号8番について、〇〇施設が渇水のため休館していますが、それとの関連はありますか。
事務局		〇〇施設の水源を確保することも今回の試掘調査には含まれています。もし試掘して水源として活用できる見込みがなければ一時転用後は農地に復元します。
議	長	他に意見・質疑はありませんか。 (意見・質疑なし) それでは、採決を行います。議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第40号農地法第5条の規定による許可申請については、全会一致で承認いたしました。 次に、議案第41号農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局		議案第41号、農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について資料に基づきご説明申し上げます。 農地中間管理機構から、農地中間管理機構を介しての賃借権設定を農用地利用集積等促進計画案のとおり行うことについて農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。今月の申請は10件です。 申請番号57は、土地の所在が〇〇の、地目が田である農地を土地の所有者である〇〇にお住いの〇〇さん及び〇〇にお住いの〇〇さんから農地中間管理機構が借り受けて、農地中間管理機構から耕作者である〇〇へ貸し付けるものです。契約期間は令和8年10月1日から令和18年9月

議 長	30 日までの 10 年間、賃貸借権の設定です。 申請番号 58 番から 66 番までは資料に記載のとおりです。 本計画案は大分県知事が認可し、本総会の翌月に県が公告することにより効力が生じます。 以上で説明を終わります。 事務局から説明がありましたが、意見・質疑はありませんか。 (意見・質疑なし) それでは、採決を行います。議案第 41 号農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 41 号、農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 42 号農用地利用集積等促進計画案(機構・受け手間契約)に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 42 号、農用地利用集積等促進計画案(機構・受け手間契約)に対する意見について資料に基づきご説明申し上げます。 こちらの内容は、農地中間管理機構である大分県農業農村振興公社が所有する農地 11 筆が〇〇にあります。現況は〇〇で、その農地を〇〇に賃貸借するものです。期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までの 1 年間、賃借料は記載していませんが年間で〇〇万円です。
議 長	事務局から説明がありましたが、意見・質疑はありませんか。 (意見・質疑なし) それでは、採決を行います。議案第 42 号農用地利用集積等促進計画案(機構・受け手間契約)に対する意見について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 42 号、農用地利用集積等促進計画案(機構・受け手間契約)に対する意見については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 43 号、農地利用状況調査による非農地の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局	議案第 43 号、農地利用状況調査による非農地の決定について、資料に基づきご説明申し上げます。 昨年夏に行いました利用状況調査の結果、非農地認定を希望する農地を事務局が現地確認し、非農地として認めてよいと思われる農地を毎月の総会で審議を求めています。先月の総会以降に確認できた非農地となります。これらの農地を非農地として認めてよいか審議を求めます。
議長	議案第 43 号農地利用状況調査による非農地の決定について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは、採決を行います。議案 43 号農地利用状況調査による非農地の決定について、承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 43 号農地利用状況調査による非農地の決定については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 44 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 44 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、資料に基づきご説明申し上げます。 申請番号 17 番、土地の所在は〇〇、地目は田で、面積は 79 m²です。申請人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請地は、申請者が平成 30 年に相続により取得した農地ですが、その時には既に隣接地に暮らす叔父が叔父の住居の駐車場・資材置場に無断転用していました。転用した時期は平成 10 年頃とのことですが、農地法に違反していることを重く受けとめており、叔父に所有権を移転するために申請したとのことです。 別紙でお配りした資料に現況写真を掲載してありますが、コンクリートが張られ、資材置場としても使われ、既に申請地は住宅用地と一体的に利用されていることが確認できます。申請地は平成 10 年以前まで通路として利用されていました。申請者の叔父は農地と認識しておらず無断転用していますので、始末書の提出を受けています。 加えて約 25 年前から現状とのことですので周辺農地への営農上の支障はなく、農地への復元も困難であることから非農地判定はやむを得ないものと思われます。以上で説明を終わります。
議長	議案第 44 号農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。

	(意見・質疑なし) それでは、採決を行います。議案第 37 号農地法の規定による非農地証明書の交付について、承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 44 号農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 45 号、農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 45 号、農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、資料に基づきご説明申し上げます。 申請番号 2 番は、令和 7 年 12 月総会で審議して許可した案件の事業計画期間を変更する申請です。 申請地は〇〇で、地目は田、面積は 1,296 m²です。この農地は市街化の傾向が著しい第 3 種農地に該当します。 申請地は、国東市役所〇〇から北へ直線で約 1.2kmに位置し、周囲は田、雑種地、市道に接しています。 転用目的は農業用倉庫等の設置で、転用者は〇〇にお住いの〇〇さんです。既に転用者は申請地周辺の農地を農地法第 3 条許可により取得済みです。〇〇に通って耕作するため、申請地に農業用倉庫を建築し、倉庫以外の部分は種苗置場等に使う予定です。こちらの内容は当初計画から変更はありません。 当初の事業計画期間は、農業用倉庫の完成は令和 8 年 3 月末を予定していましたが、令和 8 年 7 月時点で床のコンクリート敷設までしか完成していません。事業計画が遅れている理由は、倉庫建築を請け負った業者の業務が多忙につき余裕がないためで、令和 9 年 3 月末頃までには農業用倉庫が完成する見込みであることから工期の延長に伴い事業計画を変更するものです。 なお、倉庫等の建築物に変更はなく、事業期間のみを 1 年間延長する変更申請となります。 また、変更申請の許可にあたり、行政庁の許可や協議が不要である旨、確認済みです。転用の妨げとなる権利を有する者もおりません。 第 3 種農地の許可基準ですが、第 3 種農地は基本的に転用許可が可能です。本件申請により事業期間を延長することで、転用は確実に行われると思われるため、変更許可が可能です。
議長 〇 〇 委員長	ただいま、事務局より説明がありました。意見や質疑を賜ります。 請け負った業者が倉庫建築を完成できていない理由は何ですか。

事 務 局	業者がすでに請け負っている公共工事が長引いており、公共工事が終わらないと倉庫の建築に着手できないと転用者に相談があり、転用者としては待たざるを得ないという状況です。
○ ○ 委 員	常識的に考えれば、1年間の遅延は考えられないですが、発注者は納得されているのですか。
事 務 局	転用者は業者を変える予定はないという説明でした。当事者間での話はできているようです。
議 長	他に、意見・質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは、採決を行います。議案第 45 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 45 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、全会一致で承認されました。 では、議事については以上です。続いて報告事項について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	特にありません。
議 長	それでは、協議事項について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	非農地証明願いの事前協議になります。申請地が農業振興地域に該当することから農業振興地域の除外申請の提出がありましたので、農振審議会で農業委員会の見解を確認されることから事前協議をお願いするものです。 土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 404 m ² です。申請人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請地は国道 213 号から〇〇小学校に至る途中の市道沿いに位置します。隣接地は宅地とがけに面しており、基盤整備した一団の農地には含まれておらず、隣接する土地は宅地のみです。 現況写真を確認いたしますと、申請地は 30 年以上前から遊休地で、他に耕作する者もおらず、竹等が生えて荒廃化していることを確認できます。 所有者は今後の管理が困難であることから、申請地に隣接する土地所有者である〇〇さんに売買により所有権を移転したいそうです。 この申請地を農地として継続利用することは周辺の土地利用の状況から困難でありますし、30 年以上前から現況とのことですので周辺農地への営農上の支障もなく、非農地申請があれば非農地判定を行うことは妥当だと

議	長	思います。 ただいまの事務局の説明について、意見・質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) では、協議事項は以上です。 次に、その他について事務局より説明してください。
事	務	来月の9月総会で審議をお願いする予定の秋の農作業標準賃金の設定についてです。9月総会後に市報でお知らせする予定ですが、原稿の提出締め切りが総会後すぐですので、本日に別紙で案を事前にお配りしますので何かご意見等ありましたら、本日も後日でもかまいませんので事務局にお知らせください。
○	○	委員 単位が円単位ですが、100円や10円で丸めることはできないのですか。
事	務	事務局 丸めることは可能です。
○	○	委員 国東市農業公社との間で調整は行われているのですか。同じ市の機関でするので、乖離し過ぎないように確認しておく必要があると思います。
事	務	事務局 この標準賃金は、市農業公社と近隣市町村の公表されている単価も含めて平均した単価になります。強制力はありません。あくまで目安の標準賃金ですので、これを参考にお互いに交渉していただければと思います。
議	長	その他、ございませんか。もし、ありましたらお声がけいただだけでもかまいませんので、事務局までよろしくお願い申し上げます。 はい、それでは、その他は以上でございます。 本日の案件は全て終了いたしました。 副会長に閉会のあいさつをお願いします。
副	会	議長 本日は多くの案件がありました。予定時間内での慎重審議をありがとうございました。本日は引き続き研修会がありますが最後までよろしくお願いいたします。 以上をもちまして、第8回農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。